

# 令和8年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務委託

## 仕 様 書

### (目的)

第1条 府立笠置山自然公園等清掃及び維持管理業務委託（以下「本業務」という。）

は、府立笠置山自然公園内の清掃及び維持管理を実施することで、町内外から訪れる方が気持ちよく過ごされることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本仕様書は、笠置町（以下「発注者」という。）が、受託者（以下「受注者」という。）へ委託する本業務に適用する。

### (業務の内容)

第3条 本業務の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 府立笠置山自然公園内の清掃(便所含む)及び便所の汲取り
- (2) 府立笠置山自然公園内のパトロール(軽微な維持補修含む)
- (3) ゴミ(可燃物・不燃物等)の収集と処分
- (4) もみじ公園内の除草（年2回）

### (適用する基準等)

第4条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、笠置町財務規則等の関係法令に基づき実施するものとする。

(履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、本委託業務の全てを第三者に委託又は請負わせてはならない。

(監督員)

第7条 受注者は、本業務における監督員を定め、発注者に報告するものとする。

- 2 監督員は、契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書及び仕様書に規定する事項とする。
- 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(折衝)

第8条 受注者は、本業務に実施中に、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(打合せ及び報告)

第9条 受注者は本業務において打ち合わせが必要となった場合は、発注者と十分に協議するものとする。

2 受注者は四半期ごとに業務完了届（作業日報、写真等添付）を完了後10日以内に発注者に提出するものとする。

（検査）

第10条 発注者は、受注者が提出した業務完了届（業務日報、写真等添付）に基づき検査を実施するものとする。業務完了届（業務日報、写真等添付）に記入漏れ、不備、誤り又は是正すべき事項等が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、責任を持って、速やかに是正するものとする。なお、当該是正に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

（委託料の支払）

第11条 発注者は、受注者から四半期ごとに提出された業務完了届（業務日報、写真等添付）を検査し、合格した場合は、受注者に対して委託料を支払う。

（受注者の賠償責任）

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 損害、第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 契約書に規定する瑕疵責任に係る損害

(3) 受注者の責により損害が生じた場合

(守秘義務)

第13条 受注者は、契約の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

なお、この義務については業務完了後においても継続されるものとする。

(身分証の所持)

第14条 受注者は、本業務に実施にあたっては、身分証を常時携帯するとともに、交通安全等には十分注意し、万一、事故等が発生した場合は直ちに発注者に連絡するものとする。